

外国人患者受入れ体制整備に関する 厚生労働省の取組

令和4年3月2日

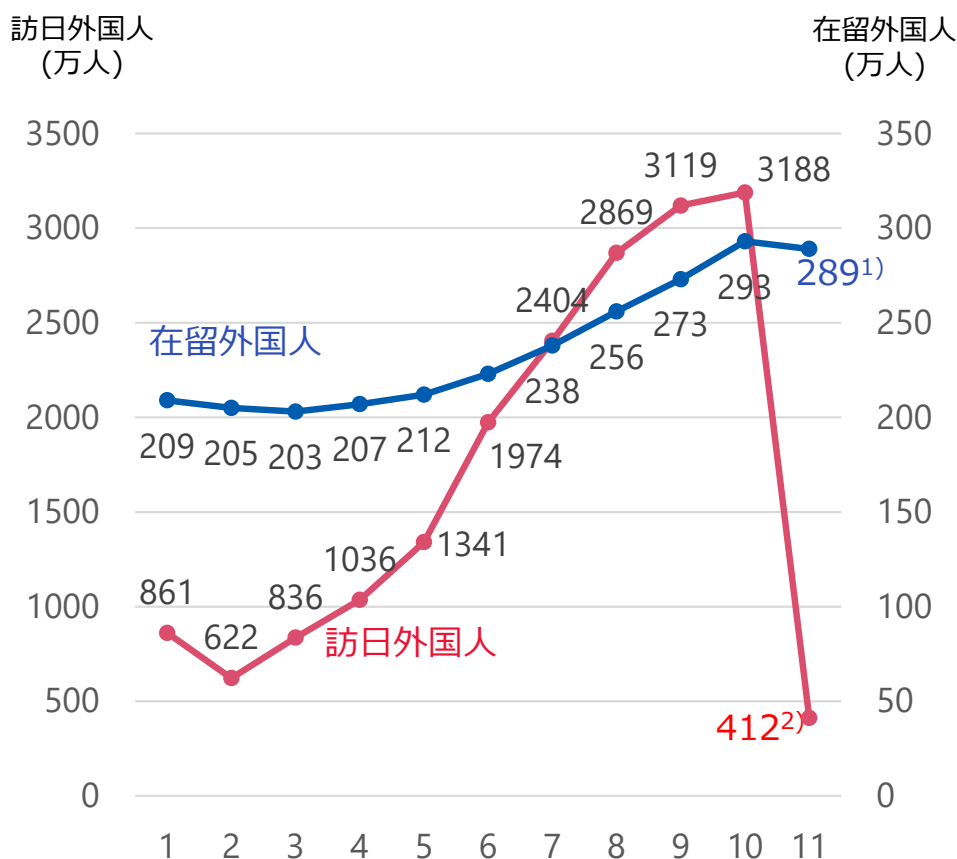
厚生労働省 医政局総務課医療国際展開推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

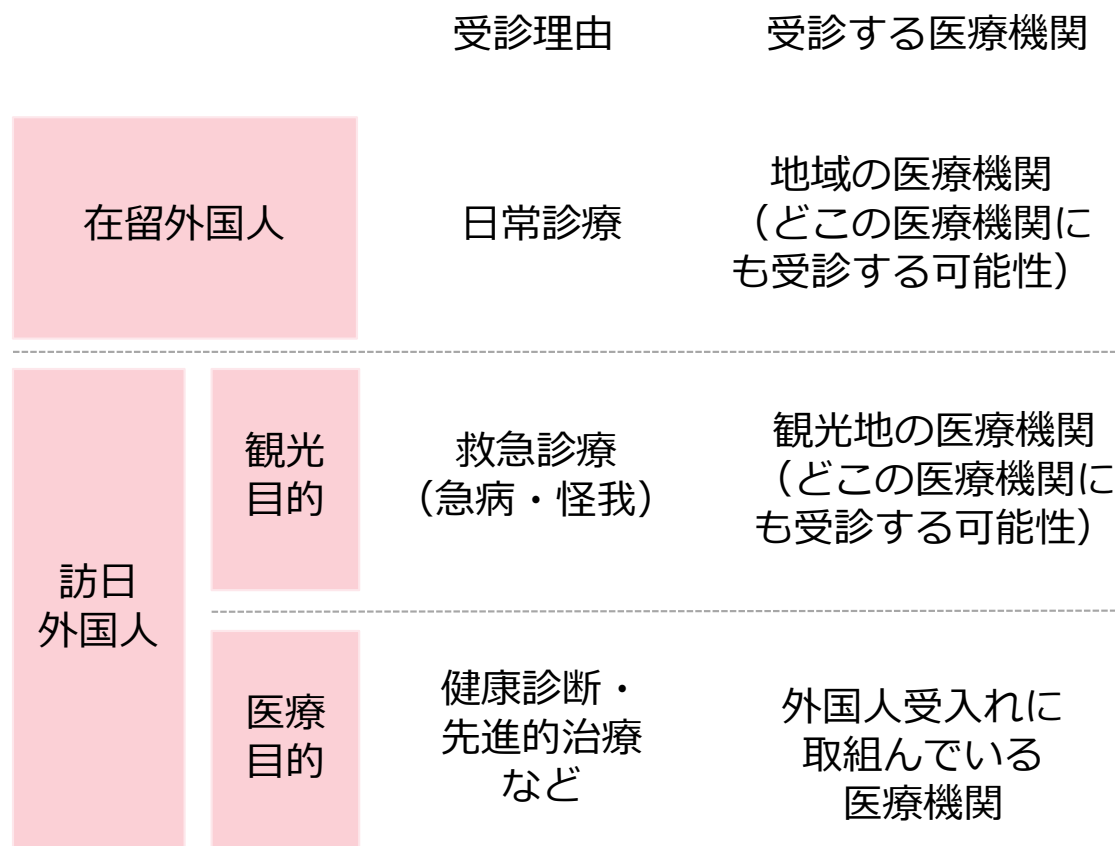
外国人数の推移と受診の特徴

新型コロナウイルス感染症の影響で、現在一時的な減少はありつつも、在留外国人・訪日外国人ともに、近年その数は増加傾向である。
在留外国人は日本人と同様に、日常診療として地域の医療機関を受診する。

外国人数の推移



外国人の分類と受診に際する特徴



1) 令和2年末 法務省発表資料より https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00014.html
2) 観光庁 訪日外国人旅行者数・出国日本人数より https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryoutoukei/in_out.html

外国人患者受入環境整備に係る厚生労働省の事業 (新型コロナ対応に特化したものを除く)

～平成30年度

平成31(令和元)年度

令和2年度～

(1) 多言語対応等、医療機関の体制整備の支援

外国人患者受入に資する医療機関認証制度(JMIP)推進事業(H24～)

医療通訳・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援(H26～)

電話医療通訳の利用促進(H29～(H30～団体契約の利用促進))

多言語説明資料
の公開(H25)

多言語説明資料
の改訂(H29)

希少言語に対応した電話通訳サービスの実施(R1～)

通訳機能等を備えたタブレット端末の整備(R1)

改訂した医療機
関向けマニユ
アルの公開(R2)

改訂した医療機関向け
マニュアルの公開(R3)

医療機関向けマニユ
アルの公開(R1)

訪日外国人の診療価格
算定マニュアルの公開
(R1)

外国人患者受入れ医療
機関の施設整備(H28)

(2) 自治体の外国人患者受入環境整備支援

地域における外国人患者受入体制モデル構築事業(H30～R2)

外国人患者を受け入れる医療機関リストの整備・定期的な更新(H30～)

外国人患者受入れ体制を協議する場の設置・運営の支援(R1～)

外国人対応に係る医療機関向けの平日相談窓口の設置・運営の支援(R1～)

外国人対応に係る医療機関向けの夜間休日相談窓口の設置・運営(R1～)

自治体向けマニユ
アルの公開(R2)

改訂した自治体向けマ
ニュアルの公開(R3)

(3) その他

医療通訳の認証のあり
方に関する研究(H28)

医療通訳認証の実用化に関する研究(H29～R1)

R1～医療通訳認証制度(国際臨床医学会が実施)

医療通訳育成カリキュ
ラム基準・テキスト作
成(H28)

外国人患者の受入環境整備に関する研究(H30～R2)・

感染症の国際的流行等を踏まえた外国人患者の受入れ環境整備に向けた研究(R3)

医療通訳養
成支援(H29)

外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修(R1～)

医療と観光の連携を通じた外国人受入れについての調査(観光庁予算)(R1～)

入管庁と連携し、医療費不払のある訪日
外国人に対する入国審査の厳格化に向
けた取組(R2～)

※年号は年度を表しています

外国人患者受入環境整備に関する厚生労働省の取組

- 政府が取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、平成30年12月25日）、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するWG、平成30年6月14日）を踏まえ、厚生労働省は外国人患者が安心して受診できる環境整備の支援を進めている。

医療機関の整備

- 各地域の**拠点的な医療機関（※）**の整備
 - 医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援等
- **医療通訳**の質の向上
 - 医療通訳育成カリキュラム・テキストの作成 等
- **多言語の診療申込書**等の公開
 - 5か国語（英・中・韓・スペイン・ポルトガル）で作成
- 外国人患者受入のための**医療機関向けマニュアル**の整備・公開
- **希少言語に対応した遠隔通訳**サービスの提供
- **外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修**の実施

地域の受入体制強化

- **地域の外国人患者受入体制等を協議する場**の設置
 - 各都道府県の課題の協議等を行う分野横断的な関係者による協議会の設置・運用を支援
- **医療機関向けのワンストップ相談窓口**の設置
 - 都道府県による医療機関向けの平日相談窓口の設置を支援
- **夜間休日ワンストップ窓口**の運営
 - 都道府県の平日相談窓口を補完するため、国において夜間・休日に係る医療機関向けの相談窓口を設置
- **電話通訳の団体契約**の利用促進
 - 団体契約を通じ電話医療通訳の利用促進を図る
- 地方自治体のための**外国人受入環境整備に関するマニュアル**の整備・公開

※ 各都道府県により「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選定。ホームページ等で情報提供。（JNTOサイトでは多言語でも検索可）

医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業

- 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」※の機能を強化するため、医療機関における多言語対応を可能とする体制及び医療機関内における一連の手続きをサポートできる体制の構築支援等を行う。

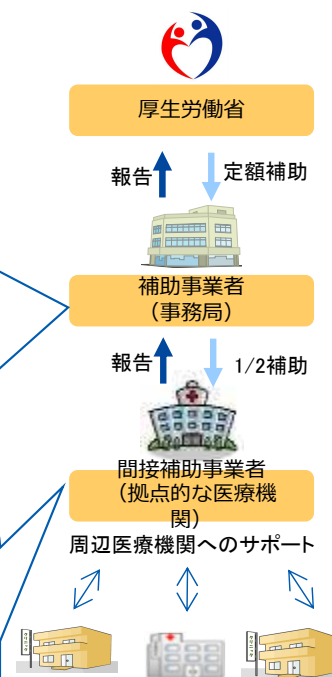
事業内容

補助事業者（事務局）の役割

- 間接補助事業者の選定（10箇所～程度）
- 拠点的な医療機関が医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置する経費の支援
- 拠点的な医療機関の体制整備（周囲の医療機関への知見共有や連携を含む）支援
- 拠点的な医療機関で得られた好事例や効果測定データ等の収集・分析及び活用
- 拠点的な医療機関の体制整備を支援する目的で、診察時の患者向け説明資料や同意書等の標準翻訳資料等に関する情報提供や使用に関する助言 等

間接補助事業者（拠点的な医療機関）の取組

- 医療通訳者の配置
- 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置
- 拠点的な医療機関としての取組み（例）
 - 周辺医療機関における外国人患者受入れ対応に関するサポート活動
 - 周辺医療機関の外国人患者受入れ体制向上のための支援・啓蒙活動



これまでの実績

- H26年度：10医療機関
- H27年度：19医療機関
- H28年度：27医療機関
- H29年度：35医療機関
- H30年度：31医療機関
- 令和元年度：25医療機関
- 令和2年度：21医療機関
- 令和3年度：実施中

※外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付け医政総発0326第3号、観参発800号）に基づき選出された医療機関

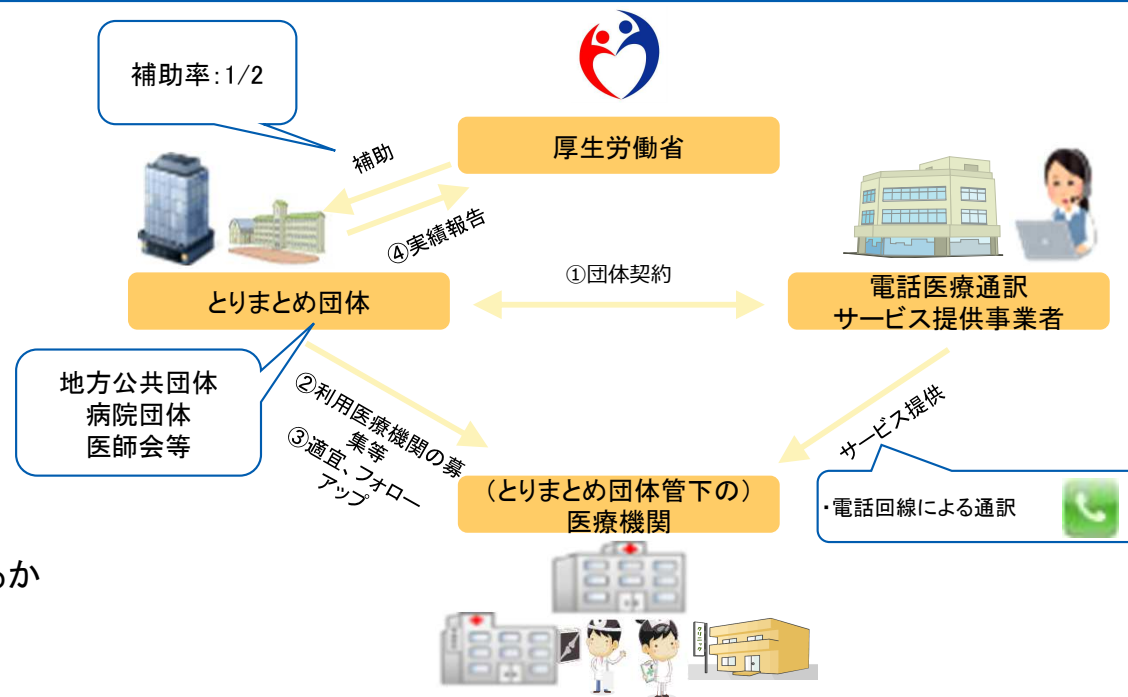
団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

- 電話による医療通訳は、対面通訳と比べて、①即時性がある、②対応可能な地域が限定されない、③対応可能な言語の幅が広い等の特徴があるなど、利便性が高い部分もあるものの、医療機関における認知度はまだ十分でない。
- 電話医療通訳の団体契約を通じ、その利便性に対する医療機関の認識を広めることで、電話医療通訳の利用を促進する。

事業内容

とりまとめ団体¹⁾は以下を実施。

- ① 電話医療通訳サービス提供事業者との間で、一括して電話医療通訳の利用に係る契約を行う(団体契約)。
- ② 管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、サービスを利用したい参画医療機関の募集等を行う。
- ③ 適宜、医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。
- ④ 厚生労働省へ実績報告する。



電話医療通訳サービスの周知・浸透を図り、外国人患者の医療機関へのアクセス向上を実現。

実績

令和2年度採択団体: 大阪府、静岡県、(公財)三重県国際交流財団ほか

希少言語に対応した遠隔医療通訳サービス

- 民間サービスが少なく、通訳者を確保することが難しい希少言語に対応可能な遠隔通訳サービスを国が提供
- 受益者負担の観点から利用料金を徴収。（徴収先は医療機関だが、医療機関は患者に請求が可能）

〔提供言語〕 タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、アラビア語、タガログ語、ドイツ語 等

〔利用料金〕 最初の10分間は1,500円、以降5分あたり500円（通話料は利用者負担）

〔対象機関〕 全ての医療機関

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）

（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

○医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。（略）《施策番号57》



厚生労働省では希少言語に対応した遠隔通訳サービスを提供します

本サービスは医療機関であれば、どなたでも申込が可能です。

電話通訳サービスのご案内

平成30年の訪日外国人は3,119万人と引き続き増加している中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要であり、厚生労働省では、医療通訳者の医療機関への配置などへの財政支援を実施してきました。

しかし、使用頻度が少ない言語、いわゆる希少言語については、費用対効果の面から医療機関が通訳サービス提供事業者と常時契約するのは困難な場合があると考えられ、また、通訳者の数の確保等の課題もあると指摘されています。このような状況から、希少言語に関する通訳サービスは、主要な言語とは異なり、民間事業者による安定的なサービスが行き届かない可能性も考えられます。

本事業では、民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が遠隔通訳サービスを提供することを目的として、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すものです。

※新型コロナウイルス関連の患者さん対応時にもご利用いただけます。

- | | |
|--------|--|
| サービス内容 | ・ ご来院の外国人患者との電話通訳サービス
・ 外国人患者からの外線入電に対する3者間通訳サービス
(病院の交換台などが3者間の電話に対応している場合) |
|--------|--|

対象機関	全国の医療機関（サービスの利用には登録が必要です）
------	---------------------------

対応言語	タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ドイツ語、ビルマ語、シンハラ語、ウルドゥ語、ベンガル語、モンゴル語 ※一部英語でのリレー通訳あり
------	--

対応期間	2021年4月1日～2022年3月31日 24時間体制
------	-----------------------------

利用料金	通訳は最初の10分間は1,500円、以降5分あたり500円（通話料は利用者負担）
------	--

この他、夜間・休日に外国人対応に関するお困りごとがある場合には、厚生労働省夜間・休日ワンストップ窓口（03-6371-0057。平日17時～翌朝9時まで、土日祝日24時間）にご相談ください

電話通訳サービス 登録の手順

事前申し込み

受付確認

事務局から
電話番号の連絡

利用の開始

- ①本サービスをご利用になるには、別紙の申込書での**事前登録**が必要になります。
必要事項をご記入の上、下記宛先にメールまたはFAXで申込書をご送付ください。

メール：mhlw-office@bricks-corp.com

FAX：03-5366-6002

※2021年3月までにご登録済の医療機関様におかれましては、ご利用にあたっての再申し込みは不要です。

※登録前の緊急時利用の場合は、下記問い合わせ先（運営事務局）までご相談ください。

電話通訳サービスの申込書

- ②本サービスのご利用方法については、別紙のご案内資料をご一読ください。

電話通訳サービスのご案内



- ③通訳サービスをご利用になる際は、言語を特定することによりスムーズな通話が可能となりますので、「言語指さし表（登録後に送付）」をご利用ください。

注意事項

- ・ ご利用にあたっては、通話料は利用者負担となります。
- ・ 通訳費用は実際の利用時間に応じて月末締め翌月末払いで請求書を発行いたします。
- ・ サービスの契約料、月極めの利用料等はかかりません。
- ・ 本サービスは登録された医療機関様のみご利用いただけます。
- ・ 本サービスは厚生労働省の委託を受けて、株式会社 BRICK' s が提供します。
- ・ ご不明点は事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先

厚生労働省希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業運営事務局
TEL：03-5366-6018（平日9:30～18:00） / 03-4332-1288（平日18:00～翌9:30・土日祝日24時間）
FAX：03-5366-6002 E-mail：mhlw-office@bricks-corp.com
〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号 FORECAST 新宿 SOUTH 4F 株式会社 BRICK' s 内

厚生労働省では、「新型コロナウイルス感染症対応」
のための「遠隔通訳サービス」を提供しています

電話通訳サービスのご案内

医療機関・宿泊療養施設

新型コロナウイルス感染症患者及びその疑い患者の診療を行う医療機関(感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来を設置している医療機関等)や宿泊療養施設の外国人対応を支援するため、臨時的な措置として主要な言語の電話医療通訳サービスを提供しています。

サービス内容

- ・ ご来院の外国人患者とスピーカーフォンによるハンズフリー通話での通訳
- ・ 外国人患者等からの電話相談等に対して、コールセンターからの発信における3者間通訳サービス ※3者間通訳サービスの詳細は、ご利用の手順をご確認ください。

通訳サービス専用番号: 092-687-5078

(対象機関専用ダイヤルのため一般の方からのお電話はお受けしていません)

サービス提供対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 帰国者・接触者外来(地域・外来検査センターを含む)を設置している医療機関 ② 発熱患者等の診療または検査可能な医療機関として指定される医療機関(診療・検査医療機関) ③ 感染症指定医療機関 ④ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 ⑤ 上記以外で外国人の新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている医療機関 ⑥ 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関 ⑦ 新型コロナウイルス陽性の外国人が滞在する宿泊療養施設 等
利用場面	対象機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者及びその疑いのある外国人への対応
対応言語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、ベトナム語
対応期間	当面の間 24時間体制
利用料金	無料。ただし、通話料は利用者負担となります。

ご利用の手順

- ①外国人患者さんに「言語確認シート」を見せて、言語の確認をして下さい。
- ②通訳サービスの専用番号にお電話ください。
感染防止のためスピーカーを活用したハンズフリーでのご利用をお勧めいたします。

通訳サービス専用番号: 092-687-5078

- ③通訳センターのオペレーターが応答しますので、希望言語をお伝えください。
希望言語が不明な場合・3者間通話をご希望の場合はその旨、お伝えください。

- ④コーディネーターあるいは通訳者につながります。

1. 施設名 2. 診療科あるいは部署 3. お名前をお伝えください。

※コーディネーター:「お電話ありがとうございます。通訳センターです。」
ご担当者様: 「××病院 △△科の〇〇です。..語の通訳をお願いします。」

- ⑤コーディネーターから通訳者に代わりましたら、通訳者に患者さんに伝えたい内容をお話ください。

※コーディネーター:「かしこまりました。それでは..語通訳につなぎます。」
通訳者: 「お待たせしました。..語通訳です。」
ご担当者様: 「患者さんに~~~~と伝えてください。」
通訳者: 「かしこまりました。通訳しますので、患者さんに受話器をお渡しください。」

- ⑥お話をいただいた内容を患者さんに通訳します。

※スピーカーフォンによるハンズフリー通話は、机の上などにスマートフォンやタブレット等を置いて、ご利用ください。感染防護や端末の消毒など、適切な感染防止措置の上でご使用ください。



※医療機関に外国人患者等から電話があった場合の通訳のご利用(3者間通話)

- 医療機関の電話や交換台に3者間の通話への切り替え機能がある場合は、患者さんとの通話に追加する形で、本サービス番号へお電話ください。
- 機能がない場合や使用方法が不明な場合は、折り返し先電話番号を患者さんから聞き取った上(*)で一度電話を切り、本サービスへお電話ください。通訳センターが、通訳者と患者さんにお電話をおつなぎし、3者間通話ができるようにいたします。

*相手の電話番号の聞き取り例文 “We will call you back, so please tell us your phone number.”

注意事項

- ① 通訳は逐次通訳です(同時通訳ではございません)
- ② 通訳者は発話された言葉を訳します。自ら説明はできません。通訳者が理解できない単語や曖昧さが残る文章があった場合はお調べしたり、お尋ねする場合があります。

お問合せ先:

株式会社ビーボーン 電話番号 092-687-5078

※休日・夜間の外国人対応に関する医療機関の相談については厚生労働省ワンストップ窓口でも相談を受け付けています 平日17時から翌朝9時迄と土日祝日24時間 03-6371-0057

外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成研修を実施
- 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に勤務（予定を含む）する職員を対象。

〔講義内容〕 ・外国人患者受入れ体制整備と外国人患者受入れ医療コーディネート業務

- ・日本人患者と外国人患者の受入れの違い
- ・よくあるトラブル事例の検討グループワーク



外国人患者受入れ医療コーディネーターとは・・・

院内外において、外国人患者や家族への支援、医療従事者の支援、未収金等のトラブル回避及び対応、多言語対応の手配など、外国人患者を安全かつ円滑に受け入れるための調整を行い、医療通訳者や医療従事者が活動しやすいようサポートを行う者。

外国人患者受入れ医療コーディネート機能

①患者や家族とのコミュニケーション支援

例) 院内外の通訳者のアレンジ、自身による通訳等

②院内の部署・職種間の連携・調整

例) 医療費支払いに関する医事課との調整、海外への搬送に関する担当医師との調整等

③日本人患者と同様に発生する外部との連携・調整

例) 地域の医療機関への紹介、転院調整、保健所や役所との調整等

④外国人患者特有に発生する外部との連携・調整

例) 海外旅行保険会社とのやりとりや手続き等

⑤体制整備のための院内外での情報収集

例) 外部勉強会への参加、院内スタッフへのアンケート調査、個別ケースで生じた課題の記録等

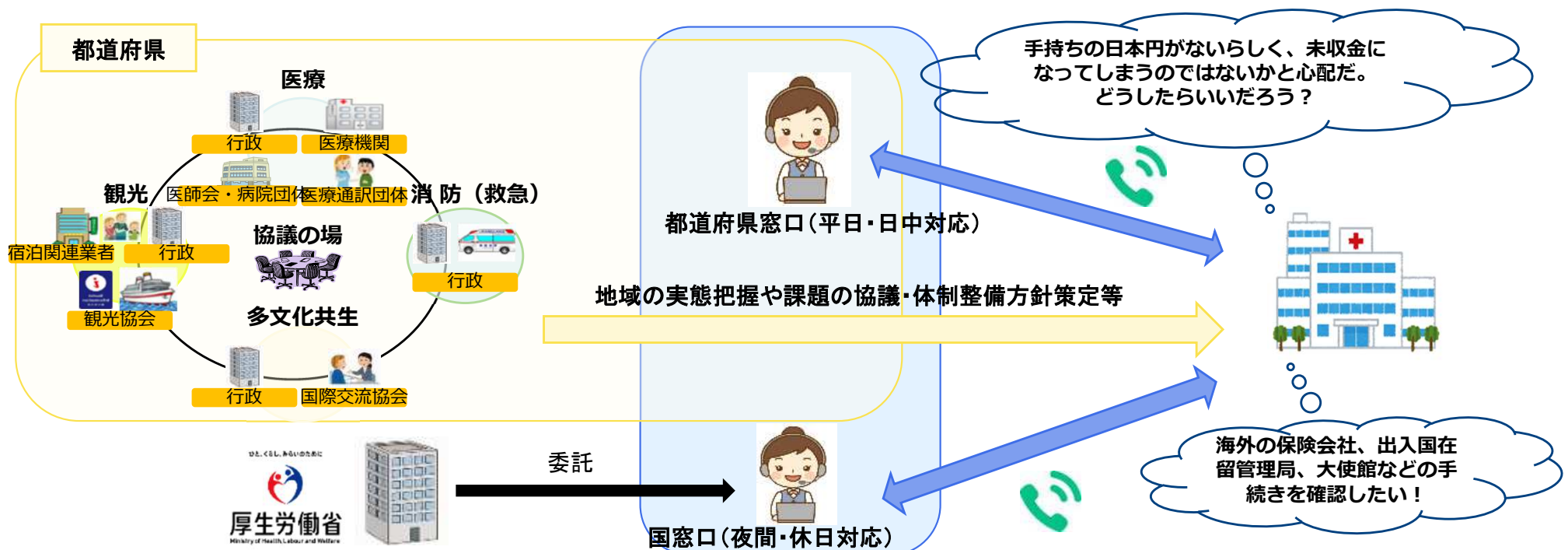
都道府県単位の外国人患者受入体制整備の重要性

- 外国人患者の受入体制に係るニーズやリソースは都道府県ごとに異なり、優先課題も大きなばらつきがある。
- 単独医療機関で増加を続ける外国人を受け入れるのは現実的に困難な例が多く、医療機関に対する支援とともに、地域での受入体制整備が重要。



都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応に対する支援

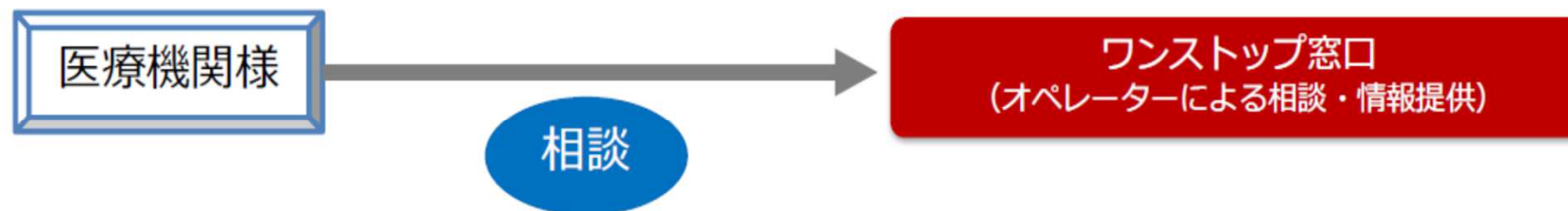
- 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。
- 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談に対応できるワンストップ窓口を設置。
補助先：都道府県 補助率：1 / 2
- 都道府県に設置されるワンストップ窓口を補完するため、国において夜間・休日の対応を行う窓口を設置（委託事業）



医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口



夜間・休日ワンストップ窓口サービスの概要

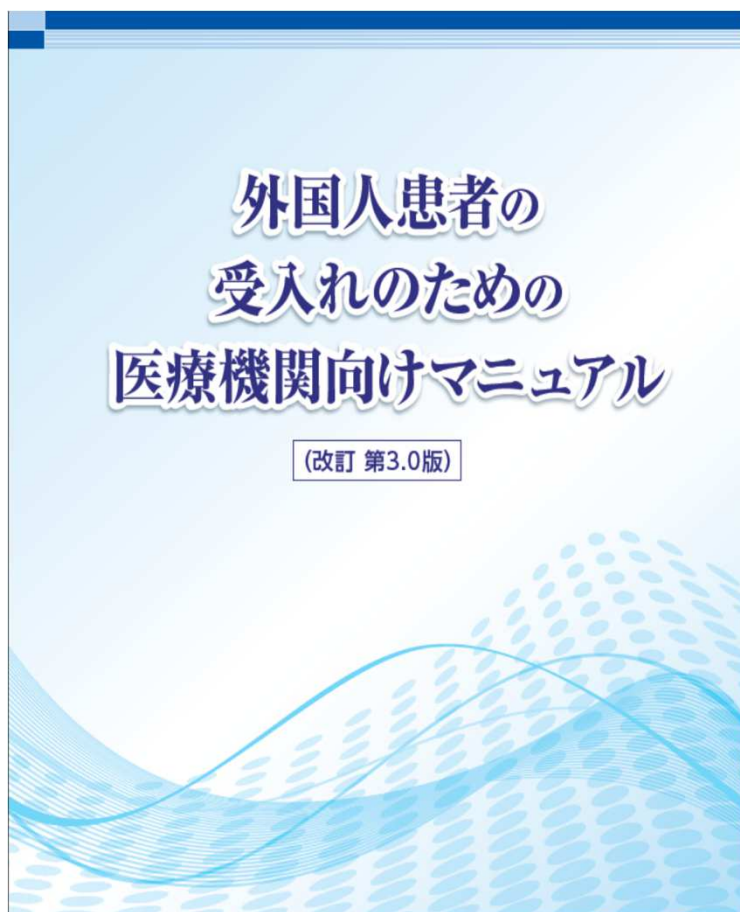


状況の把握・情報整理	支払いサポート	院外機関情報提供・ 手続き説明	重篤案件対応の 情報提供
<ul style="list-style-type: none">外国人患者の来院時に把握すべき情報外国人患者受入れのための体制やフロー、用意する書類などのご相談医療機関の案内言語サポートの案内各種トラブルのご相談	<ul style="list-style-type: none">医療費の未収金防止対策来院時に確認すべき情報諸保険に加入している場合の患者および医療機関で必要となる手続き窓口で支払いに問題が生じた際の対応策など	<ul style="list-style-type: none">在留資格やビザについて国民健康保険や社会保険など院外の大使館等の公的機関や航空会社等の事業者の案内と諸手続きについての情報提供	<ul style="list-style-type: none">転院や帰国医療搬送が必要になった際の、患者および医療機関で発生する手続き患者がお亡くなりになった際のご遺体搬送や手続きについて

※受け付けた相談内容については、当該都道府県の窓口に対し双方の事業の連携向上を目的に、相談を行った機関名及びその相談の概要を速やかにメールにて共有させていただきます。なお、相談内容に患者の個人情報が含まれる場合は、当該情報を伏せた上で共有いたします。その他、特段の配慮が必要な場合はご相談下さい。

医療機関向け・自治体向けマニュアル

- 平成30年度～令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「外国人患者の受入環境整備に関する研究」において作成されたマニュアルを公開



(改訂 第3.0版)

北川 雄光

慶應義塾大学病院長・医学部外科学(一般・消化器)教授

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html



平成30年度～令和2年度 厚生労働省 政策科学推進研究事業

「外国人患者の受入環境整備に関する研究」研究班

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html

医療通訳育成カリキュラム・テキスト

作成の経緯

- 医療通訳者や通訳者団体より、「医療通訳者を育成するにあたり、カリキュラムやテキストがあった方がよい」との声
- 「医療通訳育成カリキュラム基準」は、「医療通訳育成カリキュラム改訂方針委員会」が、「医療通訳テキスト」は「執筆委員会」が執筆。厚生労働省は、作成に際して補助。

医療通訳育成
カリキュラム

医療通訳テキスト

カリキュラム・テキストの概要

教育項目	教育内容	単位数 (1単位=90分)
1. 通訳理論と技術	(1) 医療通訳理論	5以上
	(2) 通訳に必要な通訳技術	5以上
	(3) 通訳実技	10以上
2. 倫理とコミュニケーション	(1) 専門職としての意識と責任(倫理)	4以上
	(2) 患者の文化的および社会的背景についての理解	1以上
	(3) 医療通訳者のコミュニケーション力	5以上
3. 医療通訳に必要な知識	(1) 医療の基礎知識	16以上
	(2) 日本の医療制度に関する基礎知識	3以上
	(3) 医療通訳者の自己管理	1以上
合計		50以上

第1部 通訳理論と技術	1. 医療通訳理論	1-1 通訳理論
		1-2 対話通訳と相互通訳
		1-3 質の高い通訳とは(サービスとしての医療通訳)
		1-4 医療通訳者の役割
	2. 通訳に必要な通訳技術	2-1 母語と第二言語の習得
		2-2 通訳に必要な通訳技術
		2-3 逐次通訳とは
		2-4 逐次通訳の前提となる能力強化の演習
		2-5 ノートテイキングの理論と技術
		2-6 逐次通訳演習用例文
2-7 情報の収集方法(用語集の作成と情報収集)		
3. 専門職としての意識と責任(倫理)	3-1 医療倫理	
	3-2 患者の権利	
	3-3 医療通訳者の行動規範(職業倫理)	
	3-4 倫理演習	
第2部 倫理と コミュニケーション	4. 患者の文化的および社会的背景についての理解	4-1 日本に暮らす外国人の現状
		4-2 外国人医療の現状
		4-3 外国人の在留資格と滞在ビザ
5. 医療通訳者の コミュニケーション力	5-1 コミュニケーション	
	5-2 異文化コミュニケーション	
	5-3 患者・医療従事者間の関係とコミュニケーション	
	5-4 患者との接し方	
	5-5 健康や医療、コミュニケーションに関する文化的・社会的違い	
	5-6 医療通訳者の文化仲介	
第3部 通訳実技	6. 通訳実技	6-1 医療通訳業務の流れと対応
		6-2 通訳者の立ち位置とその影響
		6-3 非言語コミュニケーションの効果的活用
		6-4 通訳パフォーマンスの評価(総合評価)
		6-5 場面別模擬通訳演習

カリキュラム・テキストは厚生労働省のウェブサイトに掲載してありますので、参考としてください



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056944.html>

外国人向け多言語説明資料

- 平成25年度「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」において、一般財団法人日本医療教育財団が作成、平成29年度に同財団が改訂
- 5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）、52種類を作成。
- 利用者の用途に合わせた使い方ができるように、加工・編集可能なWord版（一部Excel版）を掲載

The screenshot shows the homepage of the '外国人向け多言語説明資料' (Multilingual Information for Foreign Patients) website. The page title is '外国人向け多言語説明資料 一覧' (List of Multilingual Information for Foreign Patients). Below the title, there is a list of available languages and document types. A red box highlights the link for '英語' (English) under the '説明資料' (Information) category. The link text is '英語版 外国人向け多言語説明資料 (Word版) (2021年改訂版) (PDF)'. Below the list, there is a table with columns for '言語' (Language), '国名' (Country), '説明資料' (Information), and 'ダウンロード' (Download). The table lists '英語' (English) for '日本' (Japan) with a download link for the Word version.

The screenshot shows the 'Patient Registration Form / 診療申込書' in English. The form is titled 'Patient Registration Form / 診療申込書' and includes fields for 'Name / 氏名', 'Sex / 性別', 'Date of birth / 生年月日', 'Age / 年齢', 'Address in Japan / 日本での住所', 'Address in home country / 本国の住所', 'Phone No. (Home) / 電話 (自宅)', 'Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯)', 'Nationality / 国籍', 'Language / 母国語', 'Other language spoken / 母国語以外に話せる言語', 'Special conditions / 特別な事情', 'Emergency contact details / 緊急連絡先', 'Status / 氏名', 'Address / 住所', 'Phone No. (Home) / 電話 (自宅)', 'Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯)', 'Relationship / 患者との関係', 'Residential status in Japan / 日本での居住状況', and 'Reason for choosing this hospital / 当院を選んだ理由'. The form is designed to be filled out by the patient or their representative.

まとめ

- 厚生労働省では、外国人患者が安心して受診できるよう、医療機関の受入れ環境整備を進めており、引き続き現場のニーズや課題を踏まえて支援を実施していく予定である

医療機関の整備

- 各地域の**拠点的な医療機関（※）**の整備
 - 医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援等
- **医療通訳**の質の向上
 - 医療通訳育成カリキュラム・テキストの作成 等
- **多言語の診療申込書**等の公開
 - 5か国語（英・中・韓・スペイン・ポルトガル）で作成
- 外国人患者受入のための**医療機関向けマニュアル**の整備・公開
- **希少言語に対応した遠隔通訳**サービスの提供
- **外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修**の実施

地域の受入体制強化

- **地域の外国人患者受入体制等を協議する場**の設置
 - 各都道府県の課題の協議等を行う分野横断的な関係者による協議会の設置・運用を支援
- **医療機関向けのワンストップ相談窓口**の設置
 - 都道府県による医療機関向けの平日相談窓口の設置を支援
- **夜間休日ワンストップ窓口**の運営
 - 都道府県の平日相談窓口を補完するため、国において夜間・休日に係る医療機関向けの相談窓口を設置
- **電話通訳の団体契約**の利用促進
 - 団体契約を通じ電話医療通訳の利用促進を図る
- 地方自治体のための**外国人受入環境整備に関するマニュアル**の整備・公開

ご静聴誠にありがとうございました

施策の詳細は当室HPを参照下さい

「厚生労働省 医療の国際展開」で検索



The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare. At the top left is the logo and name of the ministry. To the right are navigation links: '本文へ', 'お問い合わせ窓口', and 'よくある御質問'. Below the logo is a search bar with the text 'カスタム検索'. A horizontal menu contains several categories: 'テーマ別に探す', '報道・広報', '政策について', '厚生労働省について', '統計情報・白書', and '戸'. Below the menu is a breadcrumb trail: 'ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療の国際展開'. The main heading is '医療の国際展開' with a sub-heading '健康・医療'.